

保有建設機械一覧表

R8.7.1以降の申請用

申請者名 _____

■対象となる建設機械

種類	要件
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上
モーターグレーダー	自重が5トン以上
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証の車体形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載がある大型特殊自動車
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上
不整地運搬車	
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

■保有建設機械一覧表

番号	建設機械の種類	製造者 (メーカー名)	型式	製造・車体番号 又は自動車登録番号	ブルドーザー モーターグレーダー	トラクターショベル	ダンプ車 アスファルト・フィニッシャ 移動式クレーン	移動式クレーン	高所作業車	所有 又は リース の別	□所有:売買契約日等 □リース:リース期間及び リース期間満了後の 自動更新条項の有無 ※1	ダンプ車、アスファルト・ フィニッシャ、移動式 クレーン以外 特定自主検査 の検査実施日 ※2
					自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:立米)	有効期間の満 了する日	つり上げ荷重 (単位:トン)	作業床高さ (単位:メートル)			
1										所 リ	~	
2										所 リ	~	
3										所 リ	~	
4										所 リ	~	
5										所 リ	~	
6										所 リ	~	
7										所 リ	~	
8										所 リ	~	
9										所 リ	~	
10										所 リ	~	
11										所 リ	~	
12										所 リ	~	
13										所 リ	~	
14										所 リ	~	
15										所 リ	~	

※1 所有の場合は、審査基準日時点で有していたことが必要です。リースの場合は、リース期間に審査基準日を含み、さらに審査基準日から1年7か月以上の使用期間が契約で定められていること又はリース期間満了後何ら協議を要せずリース期間を更新できることが契約で定められていることが必要です。

※2 審査基準日を含めた直前1年以内の検査日であることが必要です。なお、直前1年以内に新車で購入していた場合、特自検査は不要になりますので欄に「新車」と記入してください。